

一般社団法人 日本金融商品仲介業協会 ロゴマーク等の使用に関するガイドライン

【使用目的】

- ・ 一般社団法人 日本金融商品仲介業協会（以下「協会」）の精神に基づき、社会へ発信するために使用するものとする。

【使用資格】

- ・ 協会の会員は使用できるものとする。

【対象ロゴマーク等】

- ・ 本ガイドラインの対象となるロゴマーク等は、協会のロゴマーク及びマスコットキャラクターとする。

【使用申請】

- ・ 使用案件ごとに「協会ロゴマーク等使用申請書」を協会事務局に提出して許可を受けるものとする。
- ・ 下記のいずれかに該当する申請には、使用を許可しない。
 - 1) 営利を目的とすること。
 - 2) 法令及び公序良俗に違反する、もしくはそのおそれがあること。
 - 3) 協会の名誉と品位を損なう使用、また協会の不利益になること。

【ロゴマーク等のデータの受け渡し】

- ・ 使用を許可した場合、ロゴマーク等のデータは、電子媒体で受け渡すものとする。

【使用の禁止】

- ・ 許可された使用目的以外の使用を禁じる。また次のいずれかに該当すると協会が認めた時は、使用許可を取り消し、または使用を直ちに中止できるものとする。
 1. 協会の名誉と品位が損なわれるおそれがあるとき
 2. 協会の不利益となるおそれがあるとき
 3. 申請の内容に虚偽があることが判明したとき
 4. その他使用が適当と認められないとき

【その他】

- ・ ロゴマーク等の使用許可によって、協会が何らかの責任を負うことは一切ありません。